

別記様式2

環境配慮入札適合証明書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
北海道警察会計担当官 様

住 所
会 社 名
代表者氏名
(担当者名)
(連絡先)

北海道警察本部が公告した「北海道警察学校ほか7施設で使用する電気の供給1式」に係る一般競争入札の環境配慮資格要件について、別添「環境配慮審査基準表」に基づき算定した点数等は、次のとおり相違ないことを証明します。

| No. | 項目 | 数値等 | 点数 | 確認資料 |
|----------|--|-------------------------|----|----------------|
| ① | 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh) | kg-CO ₂ /kWh | | 公表資料 |
| ② | 未利用エネルギー活用状況 | 活用・未活用 % | | 算出根拠を示す資料 |
| ③ | 再生可能エネルギー導入状況 | 活用・未活用 % | | 算出根拠を示す資料 |
| ④ | 環境マネジメントシステムの導入状況 | | | 登録証の写し等 |
| ⑤ | 北海道内の森林の機能増進活動への参加状況 | 参加・不参加 | | 取り組み状況を確認できる資料 |
| ①～⑤の合計点数 | | | | |

- 注1) 上表の「数値等」及び「点数」には、別添により算出した値等を記載すること。
注2) 上表の合計点数が70点以上となった者を本案件の入札適合者とする。
注3) 上表の「数値等」を満たすことを示す書類及びその根拠を示す確認資料を添付すること。
注4) ①から③までの項目に係る数値は、令和5年度の実績値を使うこと。

別添

環境配慮審査基準表

| 環境評価項目 | 評価区分 | 点数 |
|---|-------------------|-----|
| 1 kWh あたりの二酸化炭素排出係数 (単位 : kg-CO2/kWh) (※ 1) | 0.000 以上 0.425 未満 | 7 0 |
| | 0.425 以上 0.450 未満 | 6 5 |
| | 0.450 以上 0.475 未満 | 6 0 |
| | 0.475 以上 0.500 未満 | 5 5 |
| | 0.500 以上 0.525 未満 | 5 0 |
| | 0.525 以上 0.550 未満 | 4 5 |
| | 0.550 以上 0.575 未満 | 4 0 |
| | 0.575 以上 0.600 未満 | 3 5 |
| | 0.600 以上 | 0 |
| 未利用エネルギーの活用状況 (※ 2) | 0.675%以上 | 1 0 |
| | 0%超 0.675%未満 | 5 |
| | 活用していない | 0 |
| 再生可能エネルギー導入状況 (※ 3) | 8.00%以上 | 2 0 |
| | 5.00%以上 8.00%未満 | 1 5 |
| | 2.50%以上 5.00%未満 | 1 0 |
| | 0%超 2.50%未満 | 5 |
| | 活用していない | 0 |
| 環境マネジメントシステムの導入状況 (※ 4) | 全社で取得 | 1 0 |
| | 一部で取得 | 5 |
| | 取得していない | 0 |
| 北海道内の森林の機能増進活動への参加状況 (※ 5) | 参加している | 5 |
| | 参加していない | 0 |

| | 評価項目 | 定義等 |
|-----|---------------------|--|
| ※ 1 | 1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 | <p>1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数とは、次のいずれかの数値とする。</p> <p>1 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている指定年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。</p> <p>2 上記 1 の係数が公表されていない場合は、当該電気事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。</p> |
| ※ 2 | 未利用エネルギー活用状況 | <p>未利用エネルギー活用状況とは、指定年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を指定年度の供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値をいう。</p> <p>《算定方式》</p> <p>指定年度の未利用エネルギーの活用状況 (%)</p> $= \frac{\text{指定年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) (kWh)}}{\text{指定年度の供給電力量 (需要端) (kWh)}} \times 100$ <p>1 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。</p> |

| | | |
|-----|---------------|---|
| | | <p>① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。</p> <p>② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。</p> <p>2 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。</p> <p>① 工場等の廃熱又は排圧</p> <p>② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年度法律第 108 号）」（以下「FIT 法」という。）第 2 条第 4 項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）</p> <p>③ 高炉ガス又は副生ガス</p> <p>3 指定年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>4 指定年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> |
| ※ 3 | 再生可能エネルギー導入状況 | <p>再生可能エネルギー導入状況とは、次の①から⑤示した値を合計した数値を指定年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。</p> <p>① 指定年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）</p> <p>② 指定年度に他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）（kWh）（ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く）</p> <p>③ グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）（ただし、指定年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>④ J-クレジットにより認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）（ただし、指定年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）（ただし、指定年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。）</p> <p>《算定方式》</p> <p>再生可能エネルギーの導入状況（％）</p> $= \frac{(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}) \text{ (kWh)}}{\text{指定年度の供給電力量 (需要端) (kWh)}} \times 100$ <p>1 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第 2 条第 4 項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー</p> |

| | | |
|----|----------------------|--|
| | | <p>については含まない。)</p> <p>2 指定年度の再生可能エネルギー電気の利用量等 (①+②+③+④+⑤) (kWh) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> <p>3 指定年度の供給電力量 (需要端) (kWh) には他小売電気事業者への販売分は含まない。</p> |
| ※4 | 環境マネジメントシステムの取得状況 | <p>評価対象となる環境マネジメントシステムは、「ISO14001」、「エコアクション 21」、「エコステージ」、「KES」、「HES」とする。</p> <p>導入している場合は、審査登録証等の写しを提出すること。</p> |
| ※5 | 北海道内の森林の機能増進活動への参加状況 | <p>当年度を含む過去3カ年において、北海道、北海道内市町村若しくは北海道内の緑化活動団体 (下記 URL を参照) が主催する植樹・育樹活動 (*) への参加又は自社が主体となって実施する北海道内の植樹・育樹活動をいう。</p> <p>URL : http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/sky/homepage/midori/midori-homepage/dantai_00.htm</p> <p>実績がある場合は、参加状況や活動内容が分かる資料を提出すること。</p> <p>(*) 植樹・育樹活動とは、山林、林、河川敷、公園等の植樹及び樹木を育成するための活動をいう。</p> |

※指定年度は令和5年度とする。